

Gender Equality

今とこれからの輝いて生きる

令和5年度男女共同参画推進重点施策が決定

8月28日、令和5年度小郡市男女共同参画社会推進審議会を開催しました。第2次小郡市男女共同参画計画の令和4年度実施状況を協議し、令和5年度の重点施策が決定されました。

これは、令和5年5月に、裁判所の発出する保護命令の制度が拡充されることなどを主な内容とした改正配偶者暴力防止法が成立したこと、令和5年4月にあらゆる子どもと子育て世帯の包括的な支援を目的として市がこども家庭支援センターを設置したことに見み、決定されたものです。また、令和5年度は第3次小郡市男女共同参画計画を策定する年になっており、その骨子案を検討しました。

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに取組を進めていきます。



第2次小郡市男女共同参画計画 令和5年度重点施策(概要)

①誰もが安心して暮らせる生活の実現

DV被害者に対する適切な支援を継続します

●DV被害者へのきめ細やかな対応

庁内関係職員の研修、被害者対応マニュアルの見直し、支援の充実、情報を関係課で共有、被害者への適切な情報提供

DVに関する多様な相談先を周知します

●女性・男性対象のDV被害者向け相談電話の周知
どの時間帯であっても相談に対応できる機関の情報提供

②多様な家庭に対する支援の充実

固定的役割分担意識によらない子育てを支援します

●丁寧な情報提供

法令や制度説明、積極的な育児参加の促進、多角的な視点での事業運営

ひとり親家庭などを継続的に支援します

●ひとり親家庭への経済的自立の支援、
助成や手当などの制度・給付金の周知

ひとり親の悩みへのきめ細やかな対応、関係機関との連携による総合的な支援

※令和4年度実施状況報告書と令和5年度重点施策は、総務広報課男女共同参画推進室(本館2階)・市ホームページで閲覧できます



問 総務広報課男女共同参画推進室 ☎72-2111

おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

DVのこと、家族関係や職場のことなど、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は厳守します。
月～金曜日/10時～17時(祝日、12月29日～1月3日を除く)



福岡県・男性DV被害者のための相談ホットライン ☎070-4410-8502

火・木曜/18時～21時、土曜/10時～13時(12月29日～1月3日を除く)

内閣府・DV相談^{プラス} ☎0120-279-889 (24時間受付)

メール・チャットでの相談もできます

